

令和3年小野町議会5月第1回会議

議事日程（第1号）

令和3年5月17日（月曜日）午前9時50分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第22号 令和3年度小野町一般会計補正予算（第1号）
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第 5 議案の委員会付託
- 日程第 6 報告第 1号 小野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 日程第 7 委員長の審査結果報告（予算決算常任委員会委員長）
- 日程第 8 委員長の報告に対する質疑
- 日程第 9 議案第22号 令和3年度小野町一般会計補正予算（第1号）
〔討論、採決〕

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	會田百合子君	2番	中野孝一君
3番	緑川久子君	4番	先崎勝馬君
5番	渡邊直忠君	6番	会田明生君
7番	吉田康市君	8番	宗像芳男君
9番	水野正廣君	10番	久野峻君
11番	竹川里志君	12番	田村弘文君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上昭正君	総務課長	吉田吉広君
税務課長	吉田徳一君	町民生活課長	鈴木稔君
健康福祉課長	先崎秀一君	子育て支援課長	村上昭一君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	郡司功君	教育課長	佐藤浩君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	石井 一 一	次	長 郡 司 治 子
書 記	清水 綾 子	書	記 佐 藤 真 路

開議 午前 9時50分

◎開議の宣告

○議長（田村弘文君） ただいまから令和3年小野町議会5月第1回会議を開きます。

なお、会議規則第9条第2項の規定により開議時刻を繰り上げ、ただいまから会議を開きます。

ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

◎議事日程の報告

○議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田村弘文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、

3番 緑川久子 議員

4番 先崎勝馬 議員

を指名します。

◎議会運営委員長報告

○議長（田村弘文君） 日程第2、5月第1回会議日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

5番、渡邊直忠議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 渡邊直忠君登壇〕

○議会運営委員会委員長（渡邊直忠君） 本日午前9時より開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

令和3年小野町議会5月第1回会議の会議日程については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

また、議案の採決方法について、議案22号については起立採決により行うことといたしました。

以上をもって報告といたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長の報告のとおり、5月第1回会議の日程は、本日1日限りといたします。
また、議案の採決方法について、議案第22号について起立採決により行うことといたします。
会議日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（田村弘文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長職務代理者であり、その委任を受けました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第22号の上程

○議長（田村弘文君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第22号 令和3年度小野町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。
事務局長に朗読させます。
事務局長。
石井事務局長。
〔議会議務局長朗読〕

◎議案第22号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。
村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 令和3年小野町議会5月第1回会議が開催されるに当たり、議員各位には公私ともにご多用の中、ご出席を賜り衷心より感謝を申し上げます。

本5月第1回会議は、私が町長就任後初めての本会議でございますので、今後の町政運営に際しての私の所信の一端を申し上げます。

今年の3月23日に町長に就任してから、約2か月がたとうとしておりますが、今後4年間町政運営を担う責任の重大さを改めて痛感し、身の引き締まる思いであります。

今日まで、先人が築いてこられた「笑顔とがんばりの町」小野町の更なる発展に向けて、町民皆様のご協力をいただきながら、また4期16年間の町議会議員時代に得た知識とさまざまな経験を活かしながら、全身全霊で取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まずは、喫緊の課題であります新型コロナウイルス感染症につきましてではありますが、今月に入り福島県内の感染者数がこれまでより高い水準で推移しており、12日に県が発表した1日当たりの感染者数は過去最多の95人で、また県が確保する病床使用率も8割を超す状況が続く、更に14日には、県全域を対象に福島県独自の非常事態宣言が発令されました。改めて、非常に厳しい状況に直面していることを痛感しており、危機感を抱いているところであります。

本町におきましては、この一月の間、感染の確認はありませんでしたが、残念ながら、一昨日に1名の感染が確認されました。いつ、どこで感染するのか予断を許さない状況にありますので、引き続き感染予防、拡大防止策に万全を期するとともに、地域住民の皆様には継続して感染対策を呼びかけてまいります。

町民の皆様が今、もっとも関心を寄せられていますことは、新型コロナウイルスワクチン接種のことであると思います。ワクチン接種計画の概要につきましては、新聞折り込みや広報紙等を通じてお知らせしておりますが、停滞なく65歳以上の高齢者への接種ができますよう、医療関係者と連携を図りながら、職員一丸となって準備を整え実施してまいります。そして、全ての町民への接種が進み、一刻も早く平穏な日常を取り戻すことができますよう力を注いでまいります。

なお、この場をお借りいたしまして、医療関係者の皆様には、ご協力とご支援を賜りますよう改めてお願いを申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、本5月第1回会議に提出いたしました補正予算に計上しておりますが、高齢者等PCR検査助成事業委託、事業継続緊急支援給付金やプレミアム付き商品券の発行事業補助金の増額など、感染症予防対策をはじめ、町独自の町民の生活支援策や、町内事業所の経営支援策を講じてまいります。さらには、コロナ収束後に起こる社会の変化に対応できる取り組みについても意識しながら、事業の構築を図ってまいります。

次に、まちづくりを進める上で、私の基本とするところを申し上げます。

初めに、支え合える地域づくりであります。

それぞれの行政区においては、地域の実情を踏まえながら、創意工夫を凝らして地域の活性化に取り組んでいることは承知しておりますが、人口の減少や少子高齢化、または生活様式の変化により、地域活動全般にわたり何かと支障を来す場面もあり、地域の衰退が危惧されるところであります。

このような状況を踏まえ、将来自分たちの地域をどのようにしたらよいかということ新たな枠組みで検討していただくために、地域づくり協議会制度を導入する考えであります。

地域づくり協議会は、地域の各種団体や住民が連携、協力し、さまざまな分野で地域課題の解決に向けて、知恵と力を出し合っていく、自ら考え、自ら行動する組織であります。

活動例を挙げさせていただきますと、地域防災計画の策定、高齢者の生きがいづくりと安否確認、通学児童・生徒の見守り、地域の環境美化など、さまざまな取り組みが考えられるところであります。このような効果を生かして将来を見据えた新たな地域づくりに取り組んでまいります。

次に、健康づくりを推進します。

心と体の健康は人々の生活の基本であり、町民の皆様が健康で元気であることが、活力あるまちづくりの基本であると思います。

そのため健康づくりに関し、基本理念を定め、町民、地域団体、事業者、町の役割を明確にして、町民の心と体の健康づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とした条例の制定を目指してまいります。

また、健康意識の向上と健康生活の動機づけの機会とするために、健康をテーマにしたイベントの開催や、健康は食事からという視点から、町の主要事業の一つであります6次産業化と発酵のまちづくり推進事業と連携して、発酵食品を通じた健康づくりにも取り組んでまいりたいと考えております。

このほかには、生活習慣病予防検診の強化、介護予防対策の推進などに取り組み、「幸せは心と体の健康から」をモットーに健康づくりを推進してまいります。

次に、将来を担う人材の育成です。

人づくりはまちづくりの原点であります。子供たちは地域の宝であり、小野町で生まれ育った子供たちの存在は、まさに小野町の未来そのものであります。その子供たちが日々のびのびと生活ができ、豊かな心を育む環境づくりは大切であります。

このため、基礎学力の向上をはじめ、豊かな感性と想像力を育む教育を推進し、子供たちが未来に夢を持てるまちづくりを進めるとともに、育児支援のさらなる充実を図ってまいります。

次に、産業のさらなる振興、発展であります。

農業においては、農業従事者の減少と高齢化、耕作放棄地の増加など、地域農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。このため、集落営農の強化、農業生産法人などの育成を図り、担い手の確保に努め、また農業生産基盤の整備と併せて担い手への農地集積を促進し、コスト低減と利益確保ができる営農環境づくりを推進します。更には、農閑期における農家民泊、農家レストランなどの取り組みについても検討してまいります。

商工業においては、商工会と協力して、特に新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小事業者等の支援を行うとともに、地元企業との連携強化、起業者支援に取り組み、雇用の充実に努めてまいります。

以上、今後4年間の町政運営にあたる施策の一端を述べさせていただきましたが、人口の減少や少子高齢化による人口問題など、本町が抱える諸課題を様々な角度から分析しながら、効果のある施策を展開し、一つ一つ着実に課題を解決し、安心して暮らせる魅力ある持続可能なまちづくりを町民皆様とともに全身全霊で取り組んでまいり所存でございますので、議員各位のお力添えを切にお願い申し上げます、町長就任に当たっての所信表明といたします。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本5月第1回会議にご提案申し上げる案件につきましては、補正予算案件1件のほか、報告1件であります。

提案理由を申し上げます。

議案第22号 令和3年度小野町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1億1,347万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を56億5,547万9,000円とするものであります。

補正の内容は、新型コロナウイルス感染症対応並びに令和3年2月23日発生の福島県沖地震被災者支援等に

よるものであります。

歳入においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金、福島県被災住宅支援補助金等を計上し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

歳出においては、育児世帯支援給付金、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場運営業務委託料、事業者等PCR検査費用補助金、新しい生活様式対応支援事業補助金、事業継続緊急支援給付金事業補助金、福島県沖地震被災住宅修理支援事業支援金、小中学校用の電子黒板購入費用等を計上するものであります。

以上、議案第22号 令和3年度小野町一般会計補正予算（第1号）につきましては、ご説明を申し上げますが、いずれも真に必要な補正予算であります。

細部につきましては、担当課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお願いたします。

◎議案第22号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第22号 令和3年度小野町一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第22号について質疑を終わります。

◎議案の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第5、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり、常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり、常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎報告第1号の報告

○議長（田村弘文君） 日程第6、報告第1号 小野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、朗読を省略し、町長の報告を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 次に、報告第1号 小野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、その一部が同年4月1日から施行されることに伴い、その日から施行が必要な部分について、小野町税条例の一部改正を行ったものであります。

主な改正内容といたしましては、まず、土地に係る固定資産税の負担調整措置の適用について、その適用が令和2年度までとしておりましたが、納税者の税負担の激変緩和に対応するため、令和3年度から令和5年度までの3年間継続する改正であります。

次に、軽自動車税環境性能割の税率について、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、令和3年3月31日までに軽自動車を取得した場合、税率を1パーセント軽減の措置をしておりましたが、その軽減措置を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得した軽自動車を対象とする改正であります。

次に、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除について、消費税率10パーセント引き上げに伴う特例として、13年間の税額控除の対象の住宅取得期限を令和2年12月31日までとしておりましたが、その期限を2年延長し、令和4年12月31日までとする改正であります。

そのほか、地方税法等の改正による条項のずれの整備等、必要な規定の改正を行ったものであり、地方自治法第180条第1項の規定により令和3年3月31日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、ご報告をいたします。

○議長（田村弘文君） 暫時休議といたします。

直ちに予算決算常任委員会を開催していただき、ただいま付託した議案の審議をお願いいたします。

休憩 午前10時11分

再開 午後 1時00分

○議長（田村弘文君） それでは、再開いたします。

なお、委員長報告の前に、先ほど村上昭正町長の所信表明がございましたので、その写しを各議員のほうに後ほど配りたいと思います。

◎委員長の審査結果報告

○議長（田村弘文君） 日程第7、予算決算常任委員会より付託事件の審査結果の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

10番、久野峻委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 久野 峻君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（久野 峻君） 予算決算常任委員会における付託事件の審査の結果並びに経過について、ご報告を申し上げます。

令和3年小野町議会5月第1回会議において、予算決算常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、審査の結果と経過につきましては、お手元に配付の委員長報告のとおりであります。

以上、申し上げます、予算決算常任委員会の報告といたします。

◎委員長の報告に対する質疑

○議長（田村弘文君） 日程第8、予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

これで、予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

◎議案第22号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第9、議案第22号 令和3年度小野町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第22号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第22号の討論を終わります。

◎議案第22号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第22号 令和3年度小野町一般会計補正予算（第1号）についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第22号 令和3年度小野町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって、5月第1回会議の会議日程は全て終了いたしました。

議員の皆さん、そして町執行部の皆さんに対しましては、本会議がちょっと長引いたことについて、議長の運営方法がよろしくなかったというようなことになりますので、大変申し訳ございませんでした。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午後 1時05分